

議案第 63 号

町有財産の無償貸与について

次の町有財産を無償で貸与することについて、地方自治法(昭和 22 年法律 第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

1. 財産の名称 旧八千代西小学校
2. 財産の所在 多可町八千代区大和 1 3 6 7 番地
3. 財産の種類  
管理棟・教室棟(鉄筋コンクリート造 延床面積 1 736 m<sup>2</sup>)  
体育館(鉄筋コンクリート造 延床面積 680 m<sup>2</sup>)  
プール(面積 1,110 m<sup>2</sup>)
4. 無償貸与の目的  
閉校となった小学校の跡地施設を貸し付けることにより、跡地施設の有効活用並びに地域の振興と発展を図る。
5. 無償貸与期間 契約締結日～平成 3 3 年 3 月 3 1 日(5 年間)
6. 無償貸与の相手方 住 所 多可町八千代区中野間 714 番地  
氏 名 特定非営利活動法人 CHIIPRO  
代 表 北 藤 良 介

平成 2 8 年 6 月 6 日提出

多可町長 戸 田 善 規